

がん対策の推進に対する意見交換会の資料

高知がん患者会「一喜会」代表 安岡佑莉子

「がん対策基本法案」が設立し、この法律は、平成19年4月1日から施行されます。施行するに当たり各都道府県では策を講じているのではないかと推測しています。

第2章

がん対策推進基本計画等

(都道府県がん対策推進計画)第11条

都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(「都道府県がん対策推進計画」という)を策定しなければならない。

とあります。高知県に置いては、2つのがん診療連携拠点病院と患者会が参加し「がんWG」と称し会合を3度持っていますが、がん患者の意向が十分に反映されないこれ等の会合に不合理を感じて、「高知県がん対策推進条例」とし条例案を取りまとめ、議員提案により議会に提案しています。

この条例が可決されれば、高知県に置いてのがん対策推進計画にがん患者の意向が十分に反映されるものと大きな期待を持っていますが、しかし、がん患者がその住居する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることは出来るのだろうか・・・という疑問は消えません。

医師になる忙しい時間の中でのインフォームドコンセントも十分なものではなく、患者は納得できないまま不安、不満、不信を募らせています。

その間を埋める何か欲しい、気軽に立ち寄る事ができる分かりやすい場所で、公に広報された「がん相談窓口」があればがん患者の不安は多少なりとも軽減されます。

これ等に対し、何度となく「早急にがん相談窓口の設置」を要請致しましたが行政からは何の回答も頂けず策を講じる事への足並みも揃っていません、現在は「高知がん患者会」が相談窓口的な事で対処しています。

がん患者の中には少数ではありますが県外に治療法を求めて、出向く人もいます多額の治療費と共に余分な経費が嵩む事もあり金銭的、精神的な負担は大きく、大変な苦勞を虐げられている現状に地域医療の格差を感じながら、長い間がん患者とその家族の社会的な受け皿がない状態から、「がん対策基本法」設立により、がん医療政策の面でも、がん患者が求める医療体制の充実に向けて動き出しました。

今出来る事から始めようと「高知がん患者会、一喜会」は医療関係者、行政に働き掛けをしていますが、がん患者の思いとの温度差の違いと、がん患者会の立場の弱さに今更ながら驚いています。

行政、医療関係者、がん患者会が同じ目線に立ち協力頂ければこれからの高知県に置けるがん医療の向上に繋がる事になります。

島根県に続き「高知県がん対策推進条例」の目的はがんが、県民の疾病による死亡の最大の原因になっており県民の生命及び健康にとって重大な問題になっている現状にかんがみ県内に置いて等しく科学的な知見に基づく適切ながんに係わる医療の実現及びがん患者の置かれている状況に応じ本人の意向を十分に尊重してがんの治療方法が選択されるようがん医療を提供する体制の整備並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、がん対策を総合的に推進する事を目的とし、

高知県に置けるがん対策を総合的に推進するために、高知県がん対策推進本部を設置する事を謳っています。ここから発信する事で高知のがん医療改革の突破口になる事を期待しています。

この条例が可決される事により、全国で「がん対策推進条例」が提出され、地域医療の向上に繋がればこんな嬉しい事はありません。

「がん対策基本法」が絵に描いた餅で終わる事がない様「がん患者会」も努力致しますので今後共、厚生労働省、全国のがん患者会のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

高知がん患者会「一喜会」代表 安岡 佑莉子

住所 〒780-8010 高知市棧橋通り1丁目10-3 絹川ビル302

TEL 088-833-9323 携帯 090-2787-4110

Eメール dxxy154@yahoo.co.jp

高知がん患者会「一喜会」HP

<http://www.ikkikai.i-tosa.com/>